

米子市バリアフリー改修推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米子市バリアフリー改修推進事業補助金(以下単に「補助金」という。)の交付に関し、米子市補助金等交付規則(平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「政令」という。)及び鳥取県福祉のまちづくり条例(平成20年鳥取県条例第2号。以下「県条例」という。)において使用する用語の例による。

(交付目的)

第3条 補助金は、民間の建築主等が特定建築物を建築物移動等円滑化基準(県条例第16条から第23条までに定めるものを含む。以下「基準」という。)に適合したものとすることを促進し、もって本市における高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るための建築物の改修を推進することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市内に存する次に掲げる施設について、民間の建築主等が行う基準に適合する整備その他バリアフリー化に資する整備とする。

(1) 特定建築物(次に掲げるものを除く。)の別表第1の第1欄に掲げる施設(次号に該当するものを除く。)

ア 次に掲げる用途の建築物(当該建築物を新築し、増築し、改築し、若しくは移転する場合又は当該建築物の用途を変更して次に掲げる用途の建築物にする場合に限る。)

(ア) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所

(イ) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条に規定する障害児入所施設

(ウ) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設

(エ) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設

(オ) 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム

(カ) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設

イ 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第1項に規定する区分所有権の対象となる部分を有する共同住宅

ウ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項の規定の適用を受ける特別特定建築物（県条例第13条各号に掲げるもの及びその規模が政令第9条に規定する規模未満のものを除く。）。ただし、垂直移動が1層分以内のエレベーターを設置する場合における当該特別特定建築物を除く。

- (2) 特別特定建築物（前号アからウまでに掲げるものを除く。）の別表第2の第1欄に掲げる施設（一般公共の用に供されるものに限る。）

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費（工事請負費、委託料その他市長が適当と認めるものに限る。）とする。

- 2 補助対象経費の額について、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の金額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）が含まれる場合にあつては、当該仕入控除税額は、控除するものとする。

（補助金の額）

第6条 別表第1の第1欄に掲げる補助対象施設に係る補助金の額は、当該補助対象施設に係る補助対象経費に相当する額（同欄に掲げる補助対象施設の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる額を控除し、同表の第3欄に掲げる額を限度とする。）に同表の第4欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを1,000円に切り上げる。）以下で予算の範囲内において算定した額とする。

- 2 別表第2の第1欄に掲げる補助対象施設に係る補助金の額は、当該補助対象施設に係る補助対象経費に相当する額（同欄に掲げる補助対象施設の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる額を控除し、同表の第3欄に掲げる額を限度とする。）に同表の第4欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを1,000円に切り上げる。）以下で予算の範囲内において算定した額とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、米子市バリアフリー改修推進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象事業実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 米子市バリアフリー改修推進事業収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 補助対象事業の実施に要する経費に係る見積書の写し
- (4) 建築物移動等円滑化基準チェックリスト

(5) 補助対象事業に係る特定建築物（以下「補助対象建築物」という。）の配置図、平面図及び求積図

(6) 補助対象建築物の付近の見取図

(7) 補助対象建築物の所有者を確認することができる書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の規定による申請に際して補助対象事業に係る仕入控除税額が明らかでないときは、第5条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額に相当する額を含む補助対象経費の額をもって算出した補助金の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の交付を申請することができる。この場合において、当該仕入控除税額を含む額は、補助金の額を限度とする。

（交付の決定及び通知）

第8条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を行うことと決定したときは米子市バリアフリー改修推進事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、交付を行わないことと決定したときは米子市バリアフリー改修推進事業補助金交付申請却下通知書（別記様式第5号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

- 3 市長は、前条第3項の規定による申請があった場合にあっては、第5条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で補助金の交付の決定をすることができる。

（補助対象事業の着手）

第9条 前条第2項の補助金交付決定通知書を受け取った者（以下「補助対象者」という。）は、当該通知書を受け取った後、速やかに、補助対象事業に着手するものとする。

- 2 補助対象者は、補助対象事業に着手したときは、直ちに、米子市バリアフリー改修推進事業着手届出書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 3 前項の届出書には、補助対象事業に係る請負契約書の写しを添付しなければならない。

（軽微な変更）

第10条 補助対象事業に係る規則第11条第1項に規定する市長の定める軽微な変更は、補助対象経費の額の変更又は補助対象事業の完了年月日の変更（当該年度において完了しない場合に限る。）以外の変更とする。

（実績報告）

第11条 補助対象者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は第8条第1項の規定による補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日（補助対象事業が完了している場合に限る。）のいずれか早い日までに、米子市バリアフリー改修推進事業実績報告書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 米子市バリアフリー改修推進事業収支決算書（別記様式第3号）
 - (2) 事業報告書（別記様式第8号）
 - (3) 補助対象事業に係る請負契約書の写し（当該契約に変更があった場合に限る。）
 - (4) 補助対象事業の成果を示す資料等（工事写真、図面等）
 - (5) 補助対象事業の実施に要した経費に係る請求書又は領収書の写し
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 補助対象者は、第8条第3項の規定による補助金の交付の決定を受けた場合にあっては、第1項の規定による報告に際し、補助対象経費の額から当該報告の時点で明らかになっている補助対象事業に係る仕入控除税額（第14条第1項において「実績報告控除税額」という。）に相当する額を控除して得た額（当該交付の決定に係る補助金の額を限度とする。）を精算額として報告しなければならない。
- 4 補助対象者は、当該年度の3月31日までに補助対象事業が完了しなかったときは、米子市バリアフリー改修推進事業補助金進捗状況報告書（別記様式第9号）に同日までの補助対象事業の進捗の状況が分かる設計図書、出来高の算定の基礎となる資料等を添付して、これらを当該年度の翌年度の4月5日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、第8条第3項の規定により補助金の交付の決定をした補助対象事業について前条第3項の規定による報告があったときは、当該交付の決定の額を変更して補助金の額を確定するものとする。

（補助金の支払）

第13条 補助金は、第11条第1項又は第4項の規定による報告があった後に支払うものとする。

- 2 補助対象者は、補助金の支払を受けようとするときは、規則第20条第2項に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

（補助対象事業に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 補助対象者は、第11条第1項の規定による報告をした後に消費税及び地方消費税の申告により仕入控除税額が確定した場合であって、その額が実績報告控除税額を超えるとときは、速やかに、米子市バリアフリー改修推進事業消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第10号）により、その旨を市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告があったときは、規則第22条第2項の規定より、補助対象者に対し、補助金の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年9月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の米子市バリアフリー改修推進事業補助金交付要綱（以下「改正後要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に実施する補助対象事業（改正後要綱第4条に規定する補助対象事業をいう。）について適用し、この要綱の施行前に実施された補助対象事業補助対象事業（この要綱による改正前の米子市バリアフリー改修推進事業補助金交付要綱第4条に規定する補助対象事業をいう。）については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の米子市バリアフリー改修推進事業補助金交付要綱（以下「改正後要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に実施する補助対象事業（改正後要綱第4条に規定する補助対象事業をいう。）について適用し、この要綱の施行前に実施された補助対象事業補助対象事業（この要綱による改正前の米子市バリアフリー改修推進事業補助金交付要綱第4条に規定する補助対象事業をいう。）については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の米子市バリアフリー改修推進事業補助金交付要綱（次項において「改正後の要綱」という。）第11条第4項の規定は、この要綱の施行の際現に実施している補助対象事業（同要綱第4条に規定する補助対象事業をいい、平成29年3月31日までに着手したものに限る。次項において「平成29年度継続補助対象事業」という。）についても適用する。
- 3 前項の規定による平成29年度継続補助対象事業に係る改正後の要綱第11条第4項の規定の適用については、同項中「当該年度の翌年度の4月5日」とあるのは、「平成29年5月31日」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年10月20日から施行する。

別表第1（第4条、第6条関係）

1 補助対象施設	2 控除額	3 限度額	4 補助率
1 既存の建築物に整備される政令第14条第1項第1号に規定する便所及び道等又は車いす使用者用駐車施設から当該便所及び利用居室（当該便所と同一の階にあるものに限る。以下この項において同じ。）まで（当該便所を移動等円滑化経路を構成する出入口と併せて整備する場合には、当該出入口から当該便所及び利用居室まで）の経路	(1) 直接地上へ通ずる出入口の戸（自動的に開閉する構造のものを除く。）の整備に要する経費の額 (2) 廊下等の整備（傾斜路の設置並びに誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設を除く。）に要する経費の額 (3) 階段の整備（手すりの設置並びに誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設を除く。）に要する経費の額 (4) 敷地内通路の整備（傾斜路の設置を除く。）に要する経費の額	300万円	2分の1
2 既存の建築物の内部に整備される移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該建築物が全ての基準に適合する場合に限る。）		2,000万円	
3 既存の建築物の外部増築の部分に整備される移動等円滑化経路を構成するエレベーター（これらの建築物が全ての基準に適合する場合に限る。）		300万円	
4 既存の建築物に整備される移動等円滑化経路を構成する出入口及び道等又は車いす使用者用駐車施設から当該出入口までの経路	(1) 直接地上へ通ずる出入口の整備（自動的に開閉する構造の戸及び県条例第19条第2項第1号イに規定する設備の設置を除く。）に要する経費の額 (2) 1の項の第2欄の(3)及び(4)に掲げる額	300万円	
5 既存の建築物の移動等円滑化経路内に設置されるもの	当該移動等円滑化経路の整備（県条例第19条第2項第1号イに規定する設備及び点字表示板の設置を除く。）に要する経費の額	300万円	
6 既存の建築物に整備される政令第14条第1項第2号に規定する水洗器具		100万円	
7 既存の建築物に整備される政令第17条第1項に規定する車いす使用者用駐車施設及び当該車いす使用者用駐車施設の屋根（当該車いす使用者用駐車施設から移動等円滑化経路を構成する出入口までの経路に設けるものを含む。）		200万円	
8 既存の建築物に整備される電光表示板、フラッシュライト等（聴覚障がい者に緊急情報を伝達することができるものに限る。）		50万円	

別表第2（第4条、第6条関係）

1 補助対象施設	2 控除額	3 限度額	4 補助率
1 既存の建築物に整備される政令第14条第1項第1号に規定する便所及び当該便所の整備に伴い発生する関連工事による床、壁、天井の仕上げ等並びに道等又は車いす利用者用駐車施設から当該便所及び利用居室（当該便所と同一の階にあるものに限る。以下この項において同じ。）まで（当該便所を移動等円滑化経路を構成する出入口と併せて整備する場合には、当該出入口から当該便所及び利用居室まで）の経路	別表第1の1の項の第2欄に掲げる額	300万円 （備考1の項に定める建築物を整備する場合は、500万円）	3分の2
2 既存の建築物の内部に整備される移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該建築物が全ての基準に適合する場合に限る。）		2,000万円	2分の1
3 既存の建築物の外部増築の部分に整備される移動等円滑化経路を構成するエレベーター（これらの建築物が全ての基準に適合する場合に限る。）		300万円	
4 既存の建築物に整備される移動等円滑化経路を構成する出入口及び道等又は車いす利用者用駐車施設から当該出入口までの経路	(1) 別表第1の4の項の第2欄の(1)に掲げる額 (2) 別表第1の1の項の第2欄の(2)及び(3)に掲げる額 (3) 敷地内通路の整備（傾斜路の設置、誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設並びに通路の舗装等改修を除く。）に要する経費の額	300万円 （備考1の項に定める建築物を整備する場合は、500万円）	3分の2
5 既存の建築物に整備される便所（洋便器、自動水栓、手すり、ベビーチェア等）		555万円	（備考2の項各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める額を限度として算出された額の合計額とする。）
6 既存の建築物及び当該建築物の敷地に整備される手すり			
7 既存の建築物の廊下拡幅改修に伴う床、壁及び天井			
8 既存の建築物に整備される利用居室の出入口（開口幅の拡幅、引き戸化等）			
9 既存の建築物及び当該建築物の敷地に整備される誘導用床材及び注意喚起用床材			
10 既存のホテル又は旅館に整備される政令第15条第1項に規定する客室及び道等又は車いす利用者用駐車施設から当該客室まで（当該客室を移動等円滑化経路を構成する出入口と併せて整備する場合には、当該出入口から当該客室まで）の経路	別表第1の1の項の第2欄に掲げる額	500万円	

11	この表の第1欄に掲げる施設の整備（この項の規定によるものを除く。）に伴い必要となる工事及び建築主等の提案によるバリアフリー化工事（床面積の合計が200平方メートル以下の既存の建築物に対するものに限る。）		50万円	
12	既存の建築物の移動等円滑化経路内に設置されるもの	別表第1の5の項の第2欄に掲げる額	300万円	2分の1
13	既存の建築物に整備される政令第14条第1項第2号に規定する水洗器具		100万円	3分の2
14	既存の建築物に整備される政令第17条第1項に規定する車いす使用者用駐車施設及び当該車いす使用者用駐車施設の屋根（当該車いす使用者用駐車施設から移動等円滑化経路を構成する出入口までの経路に設けるものを含む。）		200万円	
15	既存の建築物に整備される電光表示板、フラッシュライト等（聴覚障がい者に緊急情報を伝達することができるものに限る。）		50万円	

備考

- 1 1の項及び4の項において限度額の特例を適用する建築物は、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館又は飲食店の用途に供する既存の建築物とする。
- 2 5の項から9の項までの第1欄に掲げる施設の個別の限度額は、次のとおりとする。
 - (1) 5の項の便所の用に供するための洋便器 1か所当たり 50万円
 - (2) 5の項の便所の用に供するための低リップ型小便器 1か所当たり 30万円
 - (3) 5の項の便所の用に供するための自動水栓 1か所当たり 20万円
 - (4) 5の項の便所の用に供するための便所手すり 1か所当たり 5万5,000円
 - (5) 5の項の便所の用に供するためのベビーチェア 1か所当たり 10万円
 - (6) 5の項の便所の用に供するためのベビーベッド 1か所当たり 20万円
 - (7) 6の項の手すり 1メートル当たり 1万5,000円
 - (8) 7の項の廊下拡幅改修 1メートル当たり 10万円
 - (9) 8の項の出入口 1か所当たり 160万円
 - (10) 9の項の誘導用床材及び注意喚起用床材 1平方メートル当たり 2万5,000円